

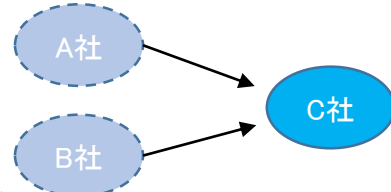
所属（活動・契約）機関の合併・分割等に伴う入管法第19条の16に基づく届出について

1 新設合併

→ A・B社は合併し、C社が新設（A・B社は消滅）

【所属の変更】

A・B社 → C社



【届出事由】

活動機関：「消滅」「移籍」※1

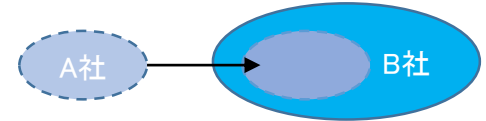
契約機関：「消滅」「名称変更」及び「所在地変更」※2

2 吸収合併

→ A社は消滅し、B社は存続

【所属の変更】

A社 → B社



【届出事由】

活動機関：「消滅」「移籍」※1

契約機関：「消滅」「名称変更」及び「所在地変更」※2

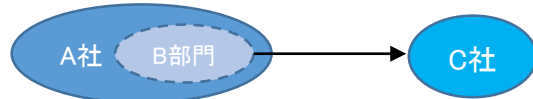
3 新設分割

→ A社のB部門が分割され、C社として新設

→ A社はそのまま存続

【所属の変更】

A社 → C社



【届出事由】

活動機関：「離脱」「移籍」

契約機関：「名称変更」及び「所在地変更」※2

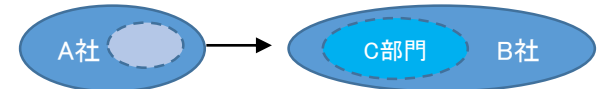
4 吸収分割・事業譲渡

→ A社のC部門がB社へ吸収又は事業譲渡

→ A・B社は存続

【所属の変更】

A社 → B社



【届出事由】

活動機関：「離脱」「移籍」

契約機関：「名称変更」及び「所在地変更」※2

※1 合併の効力発生日に旧所属機関は消滅するため、「離脱」の届出は不要です。また、旧所属機関の「消滅」と、新所属機関への「移籍」の事由発生日は、原則、同一日にしてください。

※2 「消滅」「名称変更」及び「所在地変更」の事由発生日は、合併や事業譲渡の効力発生日と同一日にしてください。また、合併や事業譲渡が行われる場合、原則として契約機関との労働契約は承継されますが、別途、労働契約を締結した場合は、「消滅」等ではなく、「契約の終了」及び「新たな契約の締結」の届出を提出してください。

在留資格「特定技能」の方

所属機関の変更がある場合、「特定技能」の方は上記全てにおいて届出ではなく「在留資格変更許可申請」が必要です（入管法第20条）。御不明な点は、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。